

平成26年4月25日

非主食用途への販売事業の実施について

本法人におきましては、保有する資金を活用して、需給事情からみて、販売の見込みが立たなくなった平成25年産の主食用米を、需要がある加工用、飼料用等に販売するための事業の実施を決定しました。

については、別紙の「非主食用途への販売事業の概要」により、事業を進めることとしましたのでお知らせします。

問い合わせ先

公益社団法人米穀安定供給確保支援機構

安定供給支援事業部

電話 03-4334-2165

非主食用途への販売事業の概要

1 目的

公益社団法人米穀安定供給確保支援機構（以下「機構」という。）は、保有する資金を活用して、需給事情からみて、販売の見込みが立たなくなった平成25年産の主食用米を、需要がある加工用、飼料用等に販売するための事業を実施する。

2 事業内容

- (1) 主食用としての販売の見込みが立たなくなった平成25年産米について、主食用米の需給の安定に影響を与えない範囲内で機構が買い入れる。
- (2) 買い入れた米については、加工用、飼料用又はバイオエタノール用に販売する。
- (3) 機構は、買い入れる前に、売渡しを希望する者と買入予約契約を締結し、締結日から買入れまでの期間の保管料を支払う。
- (4) 買入価格及び買入数量は、別に理事会の議を経て理事長が定める。

3 買入対象者

農業者、農業者から平成25年産の主食用米を集荷した集出荷業者又は当該集出荷業者の全国団体。

4 買入対象数量（予定）

35万トン程度